

国際日本文化研究センターにおける研究者・研究機関情報データベースの管理及び運用に関する規程

令和5（2023）年4月20日 制 定
令和8（2026）年8月 6日 最終改正

（趣旨）

第1条 この規程は、国際日本文化研究センター公開研究資源データ等取扱規則（以下「取扱規則」という。）第4条第1項及び第3項の規定並びにその他の関係規則に基づき、国際日本文化研究センター国際交流部会（以下「部会」という。）が管理する研究者・研究機関情報データベースに関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において使用する用語の定義は、取扱規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（1）「データベース」とは、日本国内外における日本研究の学術状況や研究動向を把握し、日本研究のグローバルなネットワークを維持・共有するため及び日本研究機関間の協力を促進するために部会が管理及び運用する次に掲げるデータベースをいう。

ア 日本研究情報網（NIMOU）

イ 国際日本研究者データベース（N i c h i N e t）

（2）「登録データ」とは、研究者及び研究機関に関する情報で、データベースに登録されているもの又はデータベースに登録するために取得し保有している未登録のものをいう。

（利用方法及び利用条件）

第3条 データベースの閲覧及び二次利用に関する条件は、別に利用規約で定めるものとし、禁止事項、著作権、アクセスログ及び免責についての項目を含むものとする。

（データベースの管理及び運用）

第4条 データベースの管理及び運用については、次の各号に定めるところによる。

（1）部会は、データベースを新たに公開する場合、運用管理方針が次号から第5号まで並びに前条及び次条の規定に則し、かつ、取扱規則第4条第3項に掲げる基準を満たしているかを審査し、公開の可否について決定する。

（2）部会は、データベースの公開にあたり、プライバシーポリシーにより関係法令及び規則の遵守、利用目的の明示並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する事項を明示して公開するものとする。

（3）登録データのうち研究者情報は、一般に公開されているもの又は書面、電子メール若しくはオンライン登録フォーム等での意思表示により本人の同意を得て提供されたもの（データベースに登録するために加工したものを含む。）に限る。

(4) 登録データの取扱いについては、部会が適切に管理し、保有する個人情報の漏えい又は改ざん等の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(5) 登録データに関する問い合わせに対応するため、問い合わせ用の連絡先を設定し、一般に公開する。データベースに登録されている本人又は当該研究機関から修正・削除等の申し立てがあった場合には、速やかに登録データの修正・削除を行う。

(データの作成と管理)

第5条 部会は、原則として登録データの内容その他に関するメタデータを作成し、当該登録データと共に取扱規則第1条に規定する目的を達するよう適切に管理しなければならない。これらの登録データ及びメタデータは、広く適用可能な形式で記述し、国際規格に則る等、相互運用性を最大限確保して作成されなければならない。

(アプリケーション)

第6条 登録データを公開するためのアプリケーションの供用、開発及び運用に係る事項については、国際日本文化研究センターアプリケーション供用規程の定めるところによる。

(公開廃止時の手続き)

第7条 データベースの公開を廃止した場合は、部会が継続して登録データ及びメタデータの保守管理を行うものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5（2023）年4月20日から施行する。
- 2 この規程は、施行日前に公開したデータベースにも適用する。ただし、本規程の要件を満たさない事項については、部会の協議を経て部会長が個別に判断する。

附 則

この規程は、令和8（2026）年8月6日から施行する。